



強制出向裁判

提訴!

**本人の同意のない出向は無効だ!
下茂さん、西さんを新幹線乗務員とし
て職場に戻せ!**

本日、大阪第二運輸所分会書記長であった下茂春美さん、新幹線関西地本組織部長の西三喜夫さんは、強制出向の無効とそれによって受けた損害を求めて、JR東海を相手取り大阪地裁に提訴しました。

**JR東海では、本人の同意のない人権無視の
出向がまかり通っている!**

JR東海では会社による本人の同意のない出向がまかり通り、声を出せない社員がたくさんいます。事前に聞いていた労働条件が違ったり、労基法に違反した労働条件であったり、また、労働に見合わない不当な賃金や少ない休日の中でもがき苦勞している労働者がたくさんいます。

会社は、JR東海労組合員を職場から追い出すために、「54歳原則出向」の条文を盾にして出向を強制しています。下茂さん、西さんは一貫して出向に反対する意思表示をしてきました。

就業規則28条の2にある「54歳原則出向」は、過去、退職年齢が55歳から60歳になる時、社員の雇用の場の確保を主な理由にして設けられた条文です。現在、60歳定年となってから30年が経過し、定年がさらに65歳へと延長されつつあり、「54歳原則出向」は現状に当てはまらない内容となっています。

また、新幹線乗務員に対する出向はこの間20年間も行われてこなかったにも関わらず、コロナ禍を口実にして「54歳原則出向」を悪用する理由は、JR東海労組合員が多く含まれる社員を職場から放逐することが会社の狙いです。

【裏面へ続く】

会社は、9月に一度、下茂さんと西さんを含む4名の組合員に打診した出向の通知を取り消しました。労基法に違反する出向先会社の労働条件の問題を私たち東海労が暴露し抗議したためでした。しかし、舌の根が乾かぬうちに今回の強制出向を命じたのです。会社は、職場での組合活動を否定するために今回の出向を強行・強制しているのです。労働者を紙切れ一枚で自由にできると勘違いしている会社に対して、裁判を通じて私たちはその不当性を訴えていきます。2名の原告と共に全国の仲間と共に闘っていきます。

強制出向裁判訴状の「請求の趣旨」

- 1 原告下茂春美が、訴外株式会社関西新幹線サービックで勤務する雇用契約上の義務がないことを確認する。
- 2 原告西三喜夫が、訴外株式会社エムティで勤務する雇用契約上の義務がないことを確認する。
- 3 被告は、原告下茂春美に対し、金41000円及びこれに対する2021年12月26日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 4 被告は、原告下茂春美に対し、2022年1月から本判決確定の日に至るまで、以降毎月25日限り、金41000円の金員およびこれらに対する各支払日の翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 5 被告は、原告西三喜夫に対し、2022年1月から本判決確定の日に至るまで、以降毎月25日限り、金41000円の金員およびこれらに対する各支払日の翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 6 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに第3項ないし第5項につき仮執行の宣言を求める。